

平成 19 年 8 月 21 日

救急車の要請について

平成 19 年 8 月 21 日、2 号機タービン建屋屋上で清掃作業に従事していた協力企業作業員 5 名のうち 1 名が、気分が悪くなったため事務所へ戻り休憩していたところ、痙攣を起こしたことから、午前 11 時 34 分、救急車を要請し、その後、午前 11 時 45 分頃、業務車にて病院へ搬送いたしました。

診察の結果、「熱中症・脱水症」と診断されました。なお、点滴治療の結果、症状が回復したため帰宅しております。

熱中症・脱水症の予防として適度な水分補給、休憩を心掛けるよう、今後とも引き続き周知してまいります。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上